

2019年6月6日

株主の皆様へ

会社名 住友金属鉱山株式会社
代表者 代表取締役会長 中里 佳明
代表取締役社長 野崎 明
問合せ先 法務部 03-3436-7704

グラスルイスのレポートに対する当社の見解について

今般、議決権行使助言会社である Glass, Lewis & Co., LLC（以下「グラスルイス」といいます。）は、2019年6月25日開催予定の当社第94期定時株主総会議案についての分析および議決権行使推奨を2019年6月3日に公表いたしました。これに対する当社の見解について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. グラスルイスの見解

グラスルイスは、以下の理由により、第6号議案「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件」に反対推奨をしています。

- 1) 買収防衛策が株主総会の決議により廃止できることが明確になっていないこと
- 2) 買収防衛策が買収者に対して過度な情報を要求していること
- 3) 買収防衛策の発動条件に例外条項が含まれていること

2. 第6号議案に関する反対推奨に対する当社の見解

1) 買収防衛策の廃止について（上記1. 1）への反論）

買収防衛策の有効期間は約3年ですが、有効期間の満了前であっても当社取締役会において買収防衛策を廃止する旨の決議が行われた場合には、買収防衛策は当該決議に従い廃止されるものとしています。

そもそも当社の買収防衛策は、更新の際のみならず、買収防衛策を発動する際に、株主総会における株主の皆様の承認を得ることとしており、当社の買収防衛策は、株主の皆様の意思の反映がなされるよう、最大限配慮したうえで設計しております。

2) 買収防衛策における買収者からの情報提供について（上記1. 2）への反論）

本議案に記載しておりますとおり、当社の買収防衛策においては、重要な情報を買収者から適切な範囲で入手することとしており、決して過度な情報を要求するものではありません。これらの買収者の大量買付に関する見解をあらかじめ株主の皆様が入手することは、株主の皆様が当社株式を買収者に対して売却するかどうかを決めるためにも必要であると考えております。

3) 買収防衛策の発動条件について（上記1. 3）への反論）

グラスルイスは、買収防衛策の発動条件に「例外条項」を含んでいると指摘していますが、本更新にあたって、旧プランの発動事由その2（c）および（d）（内容については下記参照）を削除し、発動要件を「①手続に従わない買付けが行われる場合」ならびに「②強圧的買収に該当する場合といわゆる「東京高裁4類型」に該当する場合」に限定して提案しており、グラスルイスが指摘する「例外条項」は更新後のプランには存在しません（旧プランの下記（c）（d）は、更新後のプランでは削除しております）。

旧プラン 発動事由その2（c）（d）

（c）買付等の対価その他の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、買付等の後における当社の他の株主等の利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合

（d）当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の株主、従業員、取引先及び資源・製錬に係る生産拠点における地域社会との関係を損なうこと等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

4) 買収防衛策更新の必要性について

① 日本の法規制について

日本における株式の大量買付に関する金融商品取引法上の規制は、原則として市場内取引には適用されないため、市場内で大量買付行為が行われる際に対象会社やその株主が買収の是非について検討するのに必要な情報や時間が必ずしも保障されているわけではないと当社は考えています。さらに、同法の公開買付規制は、部分公開買付けを容認するものであることなどから、強圧的買収などの濫用的な買収を必ずしも排除するものでもないと当社は考えています。

② 当社事業について

特に当社のような金属資源事業を営む企業としては、環境を十分に考慮しながら長期的かつ安定的な視点に立って鉱山操業を行うことにより、資源の最大化を図ることが重要です。しかし、短期的な利益のみを追求して不当な採掘を行うと、鉱山の寿命が短くなり、深刻な環境問題が発生し、その結果、企業価値が大きく損なわれる可能性があります。また、低品位の鉱石からニッケル製錬を可能にする当社の独自技術により、「資源、製錬、材料」を一貫して行う当社の事業は、独自のビジネスモデルであり、当社の企業価値の最大化に大きく貢献しています。当社取締役会は、短期的な利益のためにこのような独自性を持つビジネスモデルを解体することは、長期的には企業価値の損失につながる可能性があると考えています。

したがって、他の一般的な会社と比べて、短期的な利益を求める買収者が出現し、

濫用的な買収が行われた場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することが、より深刻に懸念されます。

③ 買収防衛策の目的

当社取締役会は、買収防衛策は、株主の皆様が当社の支配の移転に関する買収提案について買収者の見解を確認する機会と時間を確保するためのものであると考えています。買収防衛策の目的は上記のとおりであるため、買収防衛策の更新は経営陣の保身を目的としたものではありません。

上記のとおり、当社取締役会は買収防衛策の更新は必要であると考えております。

以上